

宇川次長の基調講演（日本語骨子）

第3回GGセミナーでは、「汚職犯罪収益の凍結・没収・返還」（マネーロンダリングの防止に関連する論点を含む）をテーマとして取り上げることとした。財産回復は重要である一方、非常に複雑で、実務的経験の蓄積が不十分な法分野だからである。

汚職対策の必要性には異論を見ない。汚職はガバナンス上の重要な問題であり、社会の安定を害し、民主主義の体制と価値観を傷つけ、持続的な成長と経済的繁栄を危うくする。それゆえ、汚職が発覚した場合には、速やかに処罰することが必要となるが、これですべてが終わるわけではない。汚職者の不正蓄財の果実は、しばしば国外に隠匿されており、何らかの手段を取らない限り、汚職者の手元に残ることとなる。我々は、そのような不正義を見過ごすことはできない。

この種の資産の海外移転は、被害を受けた国の立場から見れば、国民に帰属すべき財産の露骨な領得であり、衛生、教育、環境保全、貧困削減といった目的のために有効に活用すべき財源を篡奪することにほかならない。世界全体でどれくらいの被害が生じているのか正確なデータは存在しないが、年間何十億ドル以上にも達すると言われている。

これはまた、資産の移転先の国にとっても重大な関心事項とならざるを得ない。マネーロンダリングを始めとする金融システムの乱用が重大な犯罪行為として認識されている現在、正当な金融センターとして存続し続けるためには、この種の問題に適切に対応し得る体制が整備されていなければならない。また、先進国は、途上国支援のドナー国としての立場からも、支援に係る資金が正当な目的に使用されていることを求める権利がある。

要するに、この種の財産の領得を防止し、ひとたび発覚した場合には適切な是正措置を講ずることは、今や全世界的な関心事項である。

財産回復については、これまでにいくつかの成功譚が知られており、ナイジェリアは5億ドル、ペルーは1.85億ドル、フィリピンは8.6億ドルの資産を回復している。しかしながら、これらはいずれも国家の体制変更に伴って実現したものであり、かつ、実際に資産が国庫に戻るまで、ナイジェリアについてはアバチャ将軍の死後7年、ペルーについてはフジモリ大統領の出国後3年、フィリピンについてはマルコス大統領の失脚後18年が経過している。

財産回復は複雑な手続であり、ある程度重大な事案に限られるのは当然であるが、より広く一般的に適用されるようにする必要がある。

これは関係国にとって大きな課題であり、様々な論点を提起するものであるが、各論的な問題点以前に、実務家の経験と知見の不足を克服することが必要である。本セミナーは、そのための学習、経験の共有、そしてネットワーク構築の機会を提供しようとするものである。

各論的な問題に目を移せば、「汚職の予防」に関しては、公務員の行動規範・財産報告義務、金融機関による顧客の本人確認・記録備置義務、疑わしい取引の報告制度、腐敗防止機関及び金融情報

機関の設置、「資産の凍結」に関しては、凍結手続の迅速性・実効性と適正手続の保障の調和、「財産没収」に関しては、対象財産の由来に関する立証責任の軽減・転換、有罪判決を前提としない対物没収手続、「財産の返還手続」に関しては、移転先国において没収された財産に対する被害国の権利の強弱・程度（国連腐敗防止条約57条参照）といったこと等が論点となる。

以上に加えて、各国間の実体法及び手続法の相違が実際上の困難の原因となる。これら乗り越えるためには、対話、情報共有、ネットワークの構築、経験の蓄積といったことが鍵となる。

犯罪収益を没収し、篡奪された財産を被害国に返還することは、正義を実現し、被害国の損失を回復することである。それはまた、汚職者の最も痛いところに打撃を与えるものであって、強力な抑止力ともなる。しかしながら、その実際の適用は、現在のところ、必ずしも十分な状態にあるとはいいがたい。その実効性を高めるためには、これらの重要な法的ツールについての理解を深め、経験を蓄積することが必要である。今回のセミナーが参加者の理解を促進し、ひいては国連腐敗防止条約の条文を実践する助けとなることを期待したい。